

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第7号	三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
健やか育成課	<p>【関係法令】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）</p> <p>【改正趣旨】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、都道府県知事に加え、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなった。 これに伴い、当該条例において定める放課後児童支援員が修了すべき研修の実施主体に指定都市の長を加えるもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>